

設計図書等に対する質問回答(令和3年1月13日公告分)

業 務 名		道路附属物点検業務委託
1	質 問	特記仕様書 第10条(近接目視点検)3. 路面境界部 の露出点検について概ね10か所程度を想定、とありますが、協議の上箇所数が増える場合、変更対象となりますか。
	回 答	露出点検については、概ね10か所程度より、大幅に箇所数が増える場合については、設計変更協議の対象とします。
2	質 問	特記仕様書 第10条(近接目視点検)道路占用許可について道路占用許可の申請は、必要となりますか。
	回 答	発注主管課が道路管理者であるため、道路占用許可の申請は必要ありません。ただし、明石警察へ、道路使用許可書の提出が必要となります。
3	質 問	特記仕様書 関係機関協議について山陽電気鉄道株式会社を跨ぐ箇所及び駅前ロータリー箇所について、山陽電鉄及び、バス、タクシー会社などとの関係機関協議が必要と思われませんが、協議が発生した際は変更対象となりますでしょうか。また、その際の協議先数及び業務内容(資料作成、協議参加など)を教えてください。
	回 答	関係機関へのお知らせについては、基本的には明石市が実施しますので、設計変更協議の対象とは考えていません。
4	質 問	
	回 答	
5	質 問	
	回 答	
6	質 問	
	回 答	
以下質問はありません。		